

議 第 2 号 議 案

介護報酬の引き下げに反対する意見書の提出について

介護報酬の引き下げに反対する意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

平成27年3月18日提出

富士見市議会議長 吉野 欽三 様

提出者 富士見市議会議員 寺 田 玲

賛成者 同 小 川 匠

同 大 谷 順 子

同 川 畑 勝 弘

提 案 理 由

介護報酬の引き下げに反対する意見書を地方自治法第99条の規定に基づき政府に対して提出するため、この案を提出します。

介護報酬の引き下げに反対する意見書

政府は、2015年度から介護報酬(介護サービスの公定価格)を全体で2.27%引き下げることと決定し、これを新年度予算案に反映させた。介護報酬の引き下げは、実質0.8%減だった前回12年度に続く連続削減で、介護職員の処遇改善(1.65%)、認知症・中重度者対応の加算(0.56%)を除くと、実質4.48%もの大幅な削減となる。

特別養護老人ホームなどをつくる全国老人福祉施設協議会は「現在でも赤字施設が3割近くに及ぶ特別養護老人ホームなどでは、ボーナスカットや非正規雇用への切り替え、賃金水準の引き下げもあり得る危機的な状況に陥る恐れがある」と、今回の引き下げに重大な懸念を表明している。

厚生労働省は、「処遇改善加算」によって140万人(常勤職員)につき1万2000円程度の賃上げを見込んでいると説明しているが、基本報酬が大幅に引き下げられる中で職員へのしわ寄せは避けられず、また介護で働く事務員や理学療法士など70万人は対象外である。しかも加算を得られるのは、職務に応じた賃金体系や研修の実施、子育て支援など労働条件が整っている事業所に限られ、今でも2割弱の事業所が加算を得られていないのが現状ある。

国の推定でも、現状のままの対応では、介護職員が25年度に30万人不足するとみられており、介護報酬の引き下げは事業者の経営を圧迫し、サービスの低下や職員の削減などにつながりかねず、人手確保にも逆行することになる。

よって、富士見市議会は政府に対し、介護報酬の引き下げを行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月 日

富士見市議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

厚生労働大臣 塩崎 恭久 様